

○農林水産省令第二十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成六年四月一日

農林水産大臣 畑 英次郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第二号中「新千歳空港」の下に「函館空港」を加え、同條第二項第一号中「津港」を削り、同項第二号中「徳山下松港」、「富岡港」及び「新居浜港」を削り、同項第三号中「青森空港」の下に「秋田空港、山形空港、松山空港」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六條第一項第二号の改正規定は、平成六年四月四日から施行する。